動物用医薬品 (クロルスロン) に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成 22 年 1 月 14 日~平成 22 年 2 月 12 日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1通(1通に複数意見の記載の場合あり)

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	今般の評価についてはデータが不足しているのでADIが設定できないと読めるが、手順に問題があるのではないか。実施手順では不足する資料を厚生労働省に期限をつないとするはずであるが、ADIは決定できないと結論を通知している。現在の資料できないと結論を通知している。現在の資料であると断定したのがあると断定したがあればそう書くべきである。メベンダグないとのようなFISH程度のデータでよいでもおればそうきないとの結論であれば、暴露評価をどうさないとの結論であれば、暴露評価をどうたい。ADIが設定できないはずであったべジカインに、一律基準の5倍ものゆるいガカインに、一律基準の5倍ものゆるいガカインは外国でも使用されているが、bse のように外国の実態を日本が調査したという話は聞いていない。それでも残留基準のひように外国の実態を日本が調査したという話は聞いていない。それでも残留基準のおいていない。それでも残留基準の設定を認めるのは科学的におかしいので個別に回答いただきたい。	
	1. この評価書は印刷できない設定にされているが特別な意味があるのか。 2. 本調査会で最終審議された際の議事録	 事務局が本案をホームページに掲載する際にファイルの設定を誤ったため印刷ができない設定になっていました。 ご不便をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 事務局での作業が遅れたことにより、本
	が今もって掲載されていないがなぜか。	案の審議を行った専門調査会の議事録が掲載 されていませんでした。大変申し訳ございま せんでした。

- 3. この結論に至る前に手順どおり厚生労働省に資料要求を行ったのか。していないなら理由はなにか。
- 4. クロルスロンについて現在の資料で遺伝毒性発がん性の危険があると断定したのか。していないなら不足資料を明示した上で評価できないとするべきであるがしなかったのはなぜか。
- 5. Food Chem Toxicol. 1992

Apr;30(4):297-306. は検討されたか。していないならなぜか。これによって結論は変わるか。

- 6. ADIが設定できないとされた物質の暴露 評価はどのように行うのか。
- 7. 本評価には手続き上の疑問と不備があり、評価あるいは意見募集をやり直す必要があると考えるがいかがか。

3~7. 本審議結果(案)は、現時点で得られている知見からは、クロルスロンについては、遺伝毒性を示さないと判断することはできず、また、発がん性も明確に否定することはできないため、ADIを設定することは適当でないと結論されました。

今後、厚生労働省において本評価結果を踏まえて、遺伝毒性及び発がん性が否定できないものとして、適切なリスク管理措置が講じられるべきと考えます。

また、厚生労働省において遺伝毒性や発が ん性を明確に否定できる知見が得られた場合 には改めて評価依頼がなされるものと考えま す。

ご指摘の文献は参照にはしていませんが、 同様な考察は、今回の評価で参照した EMEA の評価においても述べられており(評価書案 8 ページの(参考))、その内容を踏まえて審議 が行われたことから、本文献により今回の審 議結果(案)の結論に影響を及ぼすことはな いと考えます。

上記1及び2の回答のとおり、事務局の不 手際がありましたが、本審議結果(案)の内 容や意見・情報の募集手続きについては、支 障はなかったため、評価や意見・情報の募集 手続きをやり直す必要はないと考えます。

ご指摘の内容はリスク管理措置にも関係する内容であることから、いただいたご意見については、厚生労働省にお伝えします。